

事 務 連 絡  
令和7年3月3日

一般社団法人 静岡県建設業協会 御中

国土交通省中部地方整備局建政部  
住宅整備課長  
建設産業課長

住宅瑕疵担保履行法に係る届出手続きの周知について（依頼）

平素は、国土交通行政にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

住宅瑕疵担保履行法に係る届出につきまして、第27回目の基準日である令和7年3月31日が間近となっております。つきましては、届出手続きを円滑に行うため、別紙「住宅瑕疵担保履行法 ～R7.3.31基準日の届出手続きのお知らせ～」を会員様あてに周知して頂きますようお願い致します。

今回の届出手続きは、令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に新築住宅を引き渡した実績について届出を行って頂きます。なお、この間に新築住宅の引き渡しがない場合でも、基準日前10年間に新築住宅の引き渡し実績がある場合は、届出手続き（0件（戸）である旨の届出）を行う必要がありますのでご留意下さい。

不明な点等ございましたら、問い合わせ先までご連絡願います。  
お手数をおかけしますがご協力頂きますようお願い致します。

<問い合わせ先>  
中部地方整備局建政部  
建設産業課 富田  
電話 （052）953-8572